

⑦ 農 林 水 產 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成 19 年 4 月 1 日設立) <特定> (理事長:吉羽 雅昭)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1~10 の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)第 19 条の 9 第 2 項第 6 号の規定による検査及び同法第 20 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 30 条の 2 第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第 33 条の 3 第 2 項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第 13 条の 2 第 1 項の規定による集取及び立入検査並びに同法第 15 条の 3 第 2 項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)第 57 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号)第 13 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び集取 6 地力増進法(昭和 59 年法律第 34 号)第 17 条第 1 項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)第 32 条第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.famic.go.jp/">http://www.famic.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成 23 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。(必要に応じて、A 評価とした場合には要因を分析し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。)
<項目別評価>						
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A			
(2)業務運営能力の向上	A	A	A			
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A			
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A			
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A			
(6)人件費の削減等	A	A	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A			
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	A	A	
(10)効率的な組織体制の確保と適正な要因配置				A	A	
(11)管理部門の簡素化				A	A	
(12)自己収入の確保				A	B	
(13)保有資産の見直し等				A	A	
(14)契約の点検・見直し				B	A	
(15)透明性の確保				—	—	
(16)内部統制の充実・強化				A	A	
(17)業務運営コストの縮減				A	A	
(18)農業生産資材の安全等の確保に関する業務				A	A	
(19)調査研究業務				A	A	
(20)関係機関との連携				A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	A	A	A			
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A			
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A			
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A			
(5)食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応				A	A	
(6)情報提供業務の的確な実施				A	A	
(7)検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上				A	A	

(8)調査研究業務の充実				A	A
(9)情報セキュリティ対策の推進				A	A
(10)肥料関係業務	A	A	A	A	A
(11)農薬関係業務	A	A	A	A	A
(12)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	A	A
(13)土壤改良資材関係業務	A	A	A	A	A
(14)食品表示の監視業務	A	A	A	A	A
(15)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A		
(16)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A		
(17)農林物資の格付業務			A		
(18)国際規格に係る業務	A	A	A	A	A
(19)登録認定機関等に対する調査等の業務				A	A
(20)JAS法に基づく立入検査等				A	A
(21)JAS規格の見直し等に係る業務				A	A
(22)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A		
(23)依頼検査	—	—	A		
(24)緊急時の要請に関する業務	A	A	A		
(25)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	A	A
(26)カルタヘナ担保法関係業務	—	—	—	—	—
(27)国際協力業務	A	A	A	A	A
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	A	A	A
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A		
(4)随意契約の適正化に係る取組	A	A	A		
<b>4.短期借入金の限度額</b>				—	—
<b>5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画</b>					
<b>6.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</b>				A	A
1 資産の売却額の国庫返納				A	—
2 堆ほ場の国庫返納				A	A
<b>6.剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—
<b>7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

### (1)総合評価

#### (総合評価に至った理由)

- 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「透明性の確保」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「資産の売却額の国庫返納」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目は、「自己収入の確保」の中項目がB評価となり、その他の中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政・独委)」、「平成24年度業務実績評価の具体的な取組について(平成25年5月20日政・独委)」、「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成25年1月21日政・独委)」及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」等を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。

### (2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応	2 (5)	<p>緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。</p> <p>ア 要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理するとともに、インターネット上の情報についても検索できるようデータベースを更新した。</p> <p>イ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について以下の対応を行った。</p>	<p>緊急に実施するよう要請があった場合の取組に関しては適切に対応されていた。また、「ISO/IEC 17025試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制の構築については、平成25年度のISO/IEC 17025試験所認定取得に向けて適切に対応されていた。</p>

		<p>(ア) 干ばつによる2012年米国産とうもろこし中のアフラトキシン汚染の懸念が高いとの情報があり、安全な飼料の供給のために飼料関連事業者が品質管理に取り組むことが想定されたため、市販のアフラトキシン簡易検査キットについて検査結果の信頼性の確認を行い、その結果を農林水産省に報告した。</p> <p>(イ) 大豆油さい及びなたね油さいについて、平成25年1月開催の農業資材審議会飼料分科会飼料栄養部会において、その粗脂肪定量法の飼料分析基準制定を条件に「飼料の公定規格」(昭和51年7月24日付け農林省告示第756号)の別表への収載が認められたため、平成25年2月開催の飼料分析基準検討会でその定量法を審議できるよう開発を進め、酸分解ジエチルエーテル抽出法が適用可能であることについて基本的に了承された。</p> <p>ウ リスクに応じて必要となる専門分野や分析機器についての検証及び活用方策の検討並びに地方組織を含めた全国組織の連携方策を定めた「緊急調査分析実施規程」に基づき緊急時における指示・連絡体制等を定めた「緊急調査分析実施マニュアル」について見直し、組織改編に伴う連絡体制等の変更を行った。また、同マニュアルに基づき、食中毒及び環境汚染等の食品事故、組換えDNAの検出等に伴う風評被害の発生及び表示の虚偽等特定の事項に係る消費者相談の急増等、想定される項目を整理し、その内容に応じた分析技術等を有する職員(46名)及びその際に用いる分析機器(GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS及びリアルタイムPCR等)の登録・更新を行った。</p>	
保有資産の見直し等	1 (13)	<p>保有資産の見直し等については、次の取組を行った。</p> <p>ア 堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産について近畿財務局から通知された工程表に基づき、土地利用履歴調査、アスベスト調査(資料及び目視)、ガラス室等の解体撤去他6項目の補完事項を完了させ、農林水産省及び近畿財務局との必要な調整手続きを経て、平成25年3月15日付けをもって国庫に納付した。</p> <p>イ ア以外の資産として、センターが保有している庁舎及びその敷地3箇所(農薬検査部、神戸センター、福岡センター)、ほ場1箇所(岩槻ほ場)、分析機器等について、利用・稼働状況に係る調査を実施し、保有の必要性の見直しを行った。</p>	<p>中期計画に基づき堺ほ場の国庫返納に関しては、平成24年度に完了し適切に対応されていた。その他の保有資産に関しても、その利用度の観点から保有の必要性の検討が行われているが、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政・独委)」の指摘に基づき、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行うべきである。</p> <p>また、当該法人が保有する特許権については、長期間実施許諾の実績のない特許権の放棄を決定し、特許権を保有することの必要性の検討がなされていたこと及び特許収入の拡大を図るための周知が行われ適切に対応されていたが、引き続き特許権を保有することの必要性の検討及び特許収入の拡大を図るために周知等を行うべきである。</p>
関係機関との連携	1 (20)	<p>① センターの技術的・専門的優位性を踏まえて他府省庁、都道府県、他の独立行政法人等との具体的連携を構築するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 各都道府県に設置されている食品表示監視協議会に、各1回以上、計99回参画した。</p> <p>イ 都道府県等の表示監視部門及び警察からの協力要請に応じて科学的検査を121件実施した。また、都道府県等からの要請により、18件(33事業所)の立入検査等に協力するとともに、その際入手した25件の製品等について科学的検査を行った。</p>	<p>国民生活センターとは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、「国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。」と指摘されたことを受け、平成23年5月に協定を締結しており、今後とも適切に連携が図られることを期待する。</p>

	<p>この他、他機関との連携として、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の畜産の振興及び公衆衛生の向上に資することを目的として「大学間連携共同教育推進事業」に基づく4大学(東京大学、日本大学、日本獣医生命科学大学及び麻布大学)の連携取組に技術的協力をを行うため協定を締結した。</li> <li>・ 大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球学研究所と相互に交流を図ることにより農産物や食品に関する諸問題を総合的に解決するため協定を締結した。</li> </ul> <p>② (独)国民生活センター(以下「国セン」という。)との協定(平成23年5月17日締結)に基づき、当センターが分析対応する必要がある事案はなかった。</p> <p>なお、国センとの協定(平成20年3月3日締結)に基づき当センターの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい(1回)、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用、消費者事故情報の国センへの提供等の連携を図った。</p>	
--	---	--

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1~3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1~4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)
ホームページ	法人人: <a href="http://www.ncss.go.jp/">http://www.ncss.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日~平成28年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の効率化	A	A	—	A	A	A	
(3)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A			
(6)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	A	A	A			
(7)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A			
(6)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	B	
(7)種苗に係る情報の提供等					A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A		A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—			
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A			
6.短期借入金の借り入れに至った理由等					—	—	
7.不要財産の処分等に関する計画					A	A	
8.重要な財産の譲渡等の計画					A	A	
9.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
10.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

### (1)総合評価

(評価に至った理由)

- 平成24年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下、「政独委」という。))」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について(平成25年5月20日政独委)」並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成25年1月21日政独委)」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗している(A評価)ものと判断した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。</li> <li>種苗生産業務に要した経費のうちばれいしょに係る経費は、ミニチューバ生産に必要な備品費や老朽化した設備・機器の修繕費が増加したものの、減価償却費及び種苗生産に係る人件費が減少したことから878百万円と対前年比96.5%となり、1袋(20kg)当たりの業務コストは12,092円と対前年比97.3%となった。</li> </ul>	ばれいしょ原原種について、収穫直前の検定による病害罹病率は目標を達成しているが、収穫後の品質検査において一部にウイルス病が確認されているほか、25年春植えばれいしょの一部の品種では原原種の配布先で萌芽率の低下がみられたことから、農場の周辺環境の浄化やウイルス病に感染しやすい品種の生産を周辺環境の整っている農場で行う等の対策を行うとともに、萌芽率低下の原因を分析し改善策を検討することにより、一層の品質の向上に努められたい。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、通知のあった全ての出願品種 896 点について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に作成した。</li> <li>栽培試験実施計画に基づき、栽培試験実施目標点数の 717 点(前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の 67%)に対し 741 点の栽培試験を実施した。このうち、17 点の栽培試験を5県5機関、1法人に委託して実施した。</li> </ul>	栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を25種類拡大し、目標の10種類程度を大きく上回る達成状況となつたことは高く評価できる(S評価)。
農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定種苗の表示検査について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、15,852点の表示検査を行った。この結果、不完全表示が32点(0.2%)あり、書面による改善を求め、検査結果を農林水産省に報告した。</li> <li>指定種苗の集取について、過去の検査結果等を踏まえ実施計画を策定し、3,020点の集取を行った。この結果、表示発芽率に満たないものが69点(2.3%)であった。</li> </ul>	種子伝染性病害の検査法の実用化について、平成 24 年6月に我が国で台湾産スイカ種子を原因としたウリ科果実汚斑細菌病の発生が確認されたことを受け、これまでの調査研究成果を体系化して検査法を構築し、種子検査の開始を前倒しする等、種苗会社からの要請に迅速に応えている(S評価)。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

品種保護Gメンの海外派遣については、貴委員会の評価結果をみると、品種保護Gメンの海外派遣に係る基準に照らして派遣の可否について検討する体制を構築していることをもってA評定(順調に進んでいる)とされている。しかしながら、当該事業については、平成 24 年度計画において、「制度未整備国等から派遣要請があった場合は、平成 23 年度に策定した基準に照らして派遣する。」とされていることから、派遣要請がなかった場合、当該項目に係る評定を付すことは適切でないと考えられる。

今後の評価に当たっては、年度計画及び業務の実績を踏まえた上で、適切な評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nlbc.go.jp/index.asp">http://www.nlbc.go.jp/index.asp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	B	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	B	A	A	B	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	A	A	A	A			
(7)センターの人材・資源を活用した外部支援					A	A	
(8)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(9)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要な財産の処分等に関する計画					A	A	
6.剩余金の使途	A	A	A	A	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

### (1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ① 中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らして、法人からの業務実績に関するヒアリングをもとに評価を行ったところ、個別に評価を行う最下位項目については、S評価1項目、A評価163項目、B評価1項目であり、大項目については全てがA評価となった。
- ② 特筆すべき事項として、「センターの人材・資源を活用した外部支援」については、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)の発生以降、放射性物質による本所及び岩手牧場の用地汚染等自らも原発事故による被害を受ける中で、継続して被災地の復興支援に献身的に取り組んでおり、24年度については、特例公債法案の成立の遅れにより運営費交付金の使用が制約される中、23年度と同様に放牧家畜の捕獲等に関して延べ873人(23年度実績1,105人)の役職員を派遣し、被災地の復旧・復興に向け法人が一丸となって取り組むとともに、飼養継続が困難になった家畜の一時管理施設の提供や除染に必要な農機具の貸与、さらには放射性物質の除染作業に伴い発生する土砂等の廃棄物の仮置き場用地の確保に苦慮する地元自治体に対し、法人用地の一部を仮置き場用地として貸与するなど、法人の有する人的・物的資産を最大限活用し、独立行政法人に求められる社会的責任を最大限果たすべく種々取り組んだことを加味しS評価とした。

- ③一方、「家畜改良及び飼養管理の改善等」のうち「損耗率の低減、受胎率や育成率の向上」については、各牧場において改善目標を設定とともに、家畜の損耗率の低減、受胎率や育成率などの向上を図るために、技術講習等を積極的に行い職員のスキルアップに努めていたと認められるものの、豚の受胎率及び鶏の白色プリマスロックの育成率の実績が目標値を下回る等、ごく一部ではあるが目標値を下回った事項があつたことを踏まえ、概ね計画どおり順調に実施されたと判断しB評価とした。
- ④以上の特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組などの財務関連の取組等について、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について(平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」のほか、「独立行政法人的業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政・独委)」「独立行政法人家畜改良センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成22年11月26日政・独委)」「平成23年度における農林水産省所管独立行政法人的業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成25年1月21日政・独委)」「独立行政法人的事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」等を踏まえて総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。今後はB評価となつた事項について、目標値の達成に向け不可欠である人材育成も含めて、目標達成に向けた計画のさらなる精査に努めるとともに、目標値を上回っている項目についても、目標値の水準そのものの妥当性を絶えず検証し、家畜改良等の専門機関として常に高い目標を掲げて業務に取り組むなど、第3期中期計画の着実な達成に向け、引き続き的確かつ効率的な業務運営に努め、引き続き求められる責務を十分果たされることを期待する。

## (2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人的業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務対象の重点化	1(1)	<p>(乳用牛)泌乳持続性を重視した改良に取り組むため、全国的な改良の推進、遺伝的能力評価の実施、候補種雄牛の生産・供給について、計画どおり順調に実施した。</p> <p>(肉用牛)黒毛和種の飼料利用性、早熟性等について、有識者等から構成される検討会を開催し、飼料利用性や早熟性に関する後代検定の手法について検討した。また、黒毛和種の基礎となる4系統群や5つの希少系統の育種素材を収集し、牛群を整備するなど、計画どおり順調に実施した。</p> <p>(鶏)都道府県・民間が行う地鶏等の作出において需要が見込まれない2系統を縮減するとともに、需要の見込まれる2系統の造成を開始するなど、計画どおり順調に実施した。</p>	既に23年度において勧告の方向性等を踏まえ乳用牛について後代検定への新規参加を中心し、種豚の生産農家への直接供給についても原則中止するなど、家畜の改良・増殖業務に関して都道府県・民間との役割分担の明確化を図ったところであるが、24年度においても乳用牛及び肉用牛について民間では取り組み難い泌乳持続性や飼料利用性等の生産効率に係る形質に着目した改良をさらに推進するとともに、鶏について都道府県や民間の需要動向を踏まえた上で引き続き造成する系統の絞り込みを行うなど、業務の重点化に向けた取組を継続的かつ着実に実施していたと評価できる。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 調査研究	2(4)	<p>牛の脂肪酸組成及び豚の繁殖性と牛、豚それぞれの遺伝子解析情報の関連性及び鶏の羽色と黒色羽装となる遺伝子型との関連性等について、計画どおり順調に調査した。その結果、牛については牛肉中の脂肪酸組成に関する遺伝子型と牛肉の「多汁性」に有意な関係が認められた。また、豚の繁殖性に関連するとされる複数の遺伝子型は、集団によって頻度が異なることが判明した。さらに、鶏の羽色について、黒色羽装となる遺伝子型を排除してもその他の経済形質への影響がないことを確認した。また、過去の調査において鶏の卵内異物である肉斑発生率に関連すると示唆されたDNAマーカーの検証に取り組んだが、24年度の調査対象鶏群においては、肉斑発生率とDNAマーカーとの明らかな関連は認められなかった。このほか、乳用牛の繁殖性に関連する遺伝子の同定と豚の筋肉内脂肪含量に関する染色体領域の効果の検証に取り組み、乳用牛にあっては特定の遺伝子型が受胎率に影響していること、豚にあっては筋肉内脂肪含量に影響を与える遺伝子の存在が、それぞれ明らかとなった。</p>	<p>高度な遺伝子解析技術等を駆使し、他では取り組み難いテーマにも積極的に取り組んでおり評価できる。特に乳用牛の繁殖性に関する遺伝子解析については、昨年度の評価を踏まえさらに調査を進めた結果、受胎率に影響を与える新たな遺伝子を明らかにするとともに、得られた知見を受胎率の改善にどう活用するかについて関係者との連携を進めるなど、今後のさらなる成果が期待される。</p> <p>また、25年度までに食味に関連した評価指標を示すという中期計画に対し、官能評価及び成分分析を通じて複数の評価指標候補を特定するとともに、牛肉の甘い香りに関して、オレイン酸などの脂肪酸の他にアミノ酸なども重要であることを示唆する意義のある知見が得られるなど、目標達成に向けて順調に業務を実施したと認められる。</p>
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善		<p>予算、収支計画及び資金計画を作成し、業務の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き、前年度の各場の効率化(節約)及び自己収入増加のための取組成果に応じて、重点的に配分される職場競争的予算や各場の現場から業務の省力化、効率化につながるアイデアを提案させる等、職員の創意工夫の意欲向上を目的とした職場効率化予算など、限られた予算を有効活用するための取組がなされており評価できる。今後は、新たに研究課題が3件が採択されるも結果的には予算額を若干下回った受託収入についてさらなる獲得努力をされたい。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:鷲尾 圭司)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:辻 雅司)
ホームページ	法人: <a href="http://www.fish-u.ac.jp/">http://www.fish-u.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日~平成28年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A			
(3)業務の効率化・透明化					A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	A	A	A	
(3)就職対策の充実	A	A	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)学生生活支援等	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要資産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	—	—	—	—	—	—	
(4)内部統制					A	A	
(5)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

### (1) 総合評価

- (所見)
- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

### (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理 及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京海洋大学漁業練習船神鷹丸の船長、乗船学生等が、耕洋丸を訪問し、耕洋丸船長による講演、船内見学、本校教員及び学生との意見交換を実施し、より安全で高い教育効果を生み出す乗船実習の方法の検討や、相互の学生の水産系海技士としてモチベーションの向上を図った。さらに、「全国水産・海洋系学部等協議会練習船分科会」や「全国大学水産実験所長会議」に本校教員を派遣して、文部科学省系大学の練習船の動向、共同利用に関する情報や、東日本大震災での支援方策やその中の水産教育の在り方等に関する意見交換を行った。</li> <li>また、研究面においても、農林水産技術会議の委託を受けて、小型底引き網漁業における</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人との連携は、東京海洋大学、山口大学及び佐賀大学とも共同研究や学術交流を具体的に進めており、特に東京海洋大学の練習船神鷹丸の訪問を水大校の耕洋丸が受け入れ、教員及び学生の意見交換を実施し、海洋系大学の特色を活かした連携が行われている。学生の向学心を高める大きな動機付けにもなるため、高く評価したい。</li> </ul>

		る省力・省エネ化技術の開発と普及を図るために研究を東京海洋大学と共同で行った他、輻輳する海域における船舶の安全向上に関する研究において、本校(関門海峡)と神戸大学(大阪湾)での調査データの共有を行うなど、研究・教育効果の向上に資するよう連携を行った。	
就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>求人企業の紹介として、本科3年次生、専攻科進学予定の4年次生及び研究科1年生を対象とした合同企業説明会が、本校教職員との連携の下、後援会の主催により実施(平成25年1月)され、水産・加工、水産流通、海洋水産調査・開発関係、資機材供給等の水産関連分野に属し、本校学生の採用実績がある企業80社(前年80社)の人事担当者が参加した。また、就職支援室のパソコンのデータベースや、保管庫に整理、陳列された企業情報、企業案内、求人票などを閲覧できる環境を整備し、常駐する就職統括役が学生への助言、指導を行ったほか、講義棟内の電子掲示装置を用いて就職関連情報を掲示し、学生への周知を行った。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後援会と連携した合同企業説明会の開催や、教員による企業訪問など、外部と学内をつなぐ取組に努力が払われている。また新入生に対する動機づけ教育に始まり、就職支援室の常駐、教職員間での情報共有に力を注ぐなど、1年次から就職に向けた取組を行っており、本項目は概ね計画通りに実施されたものと評価する。</li> </ul>
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の被災地域を新たな食料生産地域として再生するための先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究、大型クラグ国際共同調査、国際資源調査(天皇海山海底地形調査)、日本海クロマグロ稚仔魚採集調査など、水産政策上の重要な調査・研究について、関係機関と協力して取り組むとともに、SEADECへの技術協力、開発途上国の行政官等を対象とする研修の実施など、国際協力にも貢献した。 また、国・地方公共団体等の委員会・審議会等に委員として45団体に延べ107名の役職員を派遣するとともに、技術相談等に対しても適切な対応を行った。本校の教育研究の成果等を活用したこれらの幅広い対応を行うことで、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の取組として「国や地方公共団体等の委員会等に教職員を委員として派遣することや、「技術相談等に対して適切な対応を行うことにより、行政機関が行う水産施策の立案及び推進に協力」している。また、東日本大震災からの復興に向けて関係機関と協力し、食料生産地域再生のための先端技術展開事業や天皇海山の海底地形調査を行うなど、実証研究や共同調査を実施していることは評価したい。</li> <li>特許出願中の3件について、特許取得を断念した経緯から考えて、出願前に先行事例の検討を十分に行うべきであったと考えられる。</li> </ul> <p>など</p>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 少人数指導の強化については、貴委員会の評価結果をみると、「教員による少人数指導(中略)の強化に取り組んだ結果、2級海技士(航海)筆記試験の合格率は80.0%と前年度に比べ13.3ポイント向上」したことを評価するとされている。しかしながら、2級海技士(航海)筆記試験以外で同じく少人数指導の強化を行った3区分についての実績、特に2級海技士(機関)筆記試験合格率及び3級海技士(航海)免許取得率が低下していることについて言及されておらず、それらを踏まえた評価が行われていない。  
今後の評価に当たっては、個別の取組を評価する場合には、同じ取組を行っている他の区分の実績も踏まえた上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成 18 年4月1日設立)<非特定> (理事長:堀江 武)																																																																																																																																																																																																																																																								
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。																																																																																																																																																																																																																																																								
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあっせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第 16 条第1項に規定する業務を行うこと。																																																																																																																																																																																																																																																								
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)																																																																																																																																																																																																																																																								
分科会名	農業技術分科会(分科長:齋藤 修)																																																																																																																																																																																																																																																								
ホームページ	法人: <a href="http://www.naro.affrc.go.jp/">http://www.naro.affrc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>																																																																																																																																																																																																																																																								
中期目標期間	5年間(平成 23 年4月1日～平成 28 年3月 31 日)																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 府省評価委員会による評価結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>H20 年度</th><th>H21 年度</th><th>H22 年度</th><th>第2期中期 目標期間</th><th>H23 年度</th><th>H24 年度</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;総合評価&gt;</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>&lt;項目別評価&gt;</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1. 業務運営の効率化</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(1) 経費の削減</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td>B</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 評価・点検の実施</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>S</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 研究資源の効率的利用及び充実・高度化</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 研究支援部門の効率化及び充実・高度化</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 产学官連携、協力の促進・強化</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(1) 試験及び研究並びに調査</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 近代的農業経営に関する学理及び技術の教授</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>B</td><td>A</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>B</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 農業機械化の促進に関する業務の推進</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>S</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 行政との連携</td><td>A</td><td>A</td><td>S</td><td>S</td><td>S</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(7) 研究成果の公表、普及の促進</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(8) 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 予算、収支計画及び資金計画</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 短期借入金の限度額</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>6. 重要な財産の譲渡等</td><td>A</td><td>A</td><td>-</td><td>A</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>7. 剰余金の使途</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr> <td>8. その他省令で定める業務運営に関する事項</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(1) 施設及び設備に関する計画</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(2) 人事に関する計画</td><td>A</td><td>S</td><td>S</td><td>S</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 法令遵守など内部統制の充実・強化</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 情報の公開と保護</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>/</td><td>/</td><td></td></tr> <tr> <td>(4) 環境対策・安全管理の推進</td><td>B</td><td>B</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 積立金の処分に関する事項</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td></td><td>A</td><td>A</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>	評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考	<総合評価>	A	A	A	A	A	A		<項目別評価>								1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A		(1) 経費の削減	/	/	/		B	A		(2) 評価・点検の実施	A	A	A	A	S	A		(3) 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A		(4) 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A		(5) 产学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A		(6) 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A		2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A		(1) 試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A		(2) 近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	B	B	B	B	A	-		(3) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A		(4) 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	B		(5) 農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	S	A		(6) 行政との連携	A	A	S	S	S	A		(7) 研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A		(8) 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A		3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A		4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-		5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/		-	-		6. 重要な財産の譲渡等	A	A	-	A	-	-		7. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-		8. その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A		(1) 施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A		(2) 人事に関する計画	A	S	S	S	A	A		(3) 法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/		A	A		(3) 情報の公開と保護	A	A	A	A	/	/		(4) 環境対策・安全管理の推進	B	B	A	A	A	A		(5) 積立金の処分に関する事項	/	/	/		A	A	
評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
<総合評価>	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
<項目別評価>																																																																																																																																																																																																																																																									
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(1) 経費の削減	/	/	/		B	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 評価・点検の実施	A	A	A	A	S	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(4) 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(5) 产学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(6) 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(1) 試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	B	B	B	B	A	-																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(4) 生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	B																																																																																																																																																																																																																																																			
(5) 農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	S	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(6) 行政との連携	A	A	S	S	S	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(7) 研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(8) 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																			
5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/		-	-																																																																																																																																																																																																																																																			
6. 重要な財産の譲渡等	A	A	-	A	-	-																																																																																																																																																																																																																																																			
7. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																			
8. その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(1) 施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(2) 人事に関する計画	A	S	S	S	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/		A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(3) 情報の公開と保護	A	A	A	A	/	/																																																																																																																																																																																																																																																			
(4) 環境対策・安全管理の推進	B	B	A	A	A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
(5) 積立金の処分に関する事項	/	/	/		A	A																																																																																																																																																																																																																																																			
2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)																																																																																																																																																																																																																																																									
(1) 総合評価																																																																																																																																																																																																																																																									

## (総合評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画」、「第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」、「第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

## (2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの研究所等では、「業務効率化対策推進チーム」を設置し、具体的な節減方策を定めた「24年度効率化実行計画」を策定し、効率的な業務運営に努めた。平成24年度の給与の水準は、①事務・技術職員(農研機構でいう一般職員)は、対国家公務員指数95.1、対他法人指数89.2、②研究職員は、対国家公務員指数97.1、対他法人指数96.8となっており、いずれも国家公務員及び他法人を下回っている。平成24年度の人件費については、平成17年度と比較して6%以上削減することとされていた平成23年度人件費削減率(補正值)が、5.6%の達成にとどまったことから、主務大臣からの要請も踏まえ、この未達成相当額を役員報酬を減額することなどにより確実に削減した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営交付金は、一般管理費について前年度比3%、業務経費について前年度比1%を削減している。24年度の職員給与水準については、対国家公務員指数で事務・技術職員で95.1、研究職員で97.1といずれも100を下回ると共に給与水準は、ホームページで公表している。人件費の削減については、23年度に未達成であった総人件費の削減目標額を、役員報酬の減額等の人件費削減対策により、確実に達成しており、さらに、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な給与規程等を一部改正するなど、適正に対応している。</li> </ul> <p>など</p>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金による大課題研究費は、農業技術研究業務の23課題に総額2,379百万円を配分し、基礎額1,665百万円、平成23年度実績にかかる評価結果を反映した資金配分120百万円、大課題の推進上必要不可欠と判断した旧交付金プロジェクト課題を含む大課題に323百万円、大課題推進責任者、中課題推進責任者等の推進経費及び震災対応経費に200百万円、効率的推進や特に推進すべき研究課題等に70百万円を配分した。また、農研機構に対する社会的要請に迅速に対応するため、理事長トップマネジメントによる重点事項研究強化経費として、「大豆の収量限界向上に向けた基盤的研究」、「大規模施設園芸実証研究」等の研究推進のほか、隔離圃場整備などの施設整備に総額131百万円を配分した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金の配分については、評価結果等が資金配分に反映されているほか、理事長トップマネジメントによる重点事項研究強化経費などへの配分も行われている。外部資金の獲得については、科学研究費助成事業など増加している競争的資金もあるが、全体として獲得金額が減少していることから、獲得に向けたさらに積極的な取組が期待される。研究施設・機械の有効利用については、内部研究所間のほか、一部機械については、他独法、大学等の利用も認め引き続き有効利用に取り組んでいる。また、施設集約化検討チームを設置し、光熱水料を必要とする全施設を対象に利用実態把握を行うなど、集約化の促進に努めている。</li> </ul> <p>など</p>
行政との連携	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方農政局、県の行政部局、国土交通省、農林水産省の各局からの参加を得た連絡会議を77件開催した。また、185件の推進会議を開催し、行政部局の意見を研究内容等に反映させ、点検を実施した。</li> <li>農林水産省農林水産技術会議事務局との共催で、地域農業の振興を目的に研究者、普及指導員、生産者が情報交換等を行う場として地域マッチングフォーラムを開催した。また、行政への委員等としての協力は、農業技術研究業務で460件、農業機械化促進業務で17件に対応し、専門的知見を活かした貢献に努めた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政部局との連携については、農林水産省、県の行政部局等からの参加を得て連絡協議会等を開催し、牛マイコプラズマ乳房炎に関する新規課題を立ち上げることとするなど、研究内容への反映にも取り組んでいる。また、行政への委員派遣等として477件の協力を実行しているほか、行政との協働によるシンポジウム等の開催も行っている。</li> <li>レギュラトリーサイエンスについては、産業技術総合研究所との共同研究で放射性セシウムを含む玄米認証標準物質を作製・配布するなどの取組を実施している。</li> </ul> <p>など</p>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みづばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nias.affrc.go.jp/index.html">http://www.nias.affrc.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減	/	/	/	/	A	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携	/	/	/	/	A	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.不要な財産又は不要な財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	/	/	/	/	—	—	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	
7.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化	/	/	/	/	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	/	/	
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	B	B	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項	/	/	/	/	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

### (1)総合評価

#### (評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

### (2)項目別評価

評価項目 (1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産官学連携、協力の促進・強化	1(5) <ul style="list-style-type: none"> <li>生物研の持つ研究資源と外部機関の知識・技能を融合して研究を推進するため、共同研究契約を締結して研究を実施した。24年度には、イネの主要農業形質に関するゲノム領域の同定と育種的利用、ダイズゲノム情報を用いたエダマメ特性の遺伝的解析、高コレステロール血症／動脈硬化症モデルプラの研究開発等、新たに13組織と11件の共同研究を締結し、連携協力及び研究推進を図った。24年度の24件の国内特許出願のうち6件が共同研究の成果であり、共同研究による連携、協力の効果が認められる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	・ 産学官連携については、24年度から新たに民間、大学等13組織・11件の共同研究を締結したほか、共同研究による特許出願などの成果も認められる。また、連携大学院等において引き続き人的交流も図られている。  など
農作物や家畜等の生産性向上に資する生物機能の解明	2(1) <ul style="list-style-type: none"> <li>作物の物質生産・生長・分化・環境応答機構の解説では、変化する外部環境の中でもなお、高品質で安全な食料の生産を維持・向上させることを目標に研究を進めている。24年度の大きな成果として、水田で栽培したイネのほぼ全ての遺伝子の発現を大規模に解析し、気象データと移植後の日数から任意の遺伝子の働きを推定できるシステムを構築した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	・ 作物の環境応答機構等の解説については、イネ葉の全遺伝子の発現に対する外部環境変動の影響を統計モニタリングにより解析し、気象データとイネの移植後日数から個々の遺伝子発現を推定できるシステムを開発した。これは、特定の遺伝子の働き方を指標とした作物の生育状況の予想や施肥時期の最適化などに利用可能な成果である。  など
研究成果の公表、普及の促進	2(3) <ul style="list-style-type: none"> <li>生物研のブランド戦略の一環として略称を「生物研」に統一したほか、今年度、公式の「略称付きロゴマーク」を決定し知名度の向上を図った。ロゴマークは、ホームページや刊行物などあらゆる場面で使用するほか、職員による積極的な活用を促進し、その効果の向上を図っている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	・ 国民などへの研究情報発信については、遺伝子組換え農作物の展示栽培を実施し、見学者に対し情報提供・意見交換を行ったほか、ホームページでの栽培状況等の情報提供を行い、科学的かつ客観的情報発信を実施している。また、科学コミュニケーションに関するイベントへの出展、オープンカレッジなどを通じて相互理解に取り組んでいる。  など
環境対策・安全管理の推進	8(4) <ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生委員会が策定した年間計画に基づき、継続した安全確保の強化を図るため、職場巡視時の指摘事項等に対する事後確認を徹底することにより、定期的な居室や実験室等の職場巡視体制を強化した。職場巡視の結果についても、室別利用責任者に指示内容等を明示し、対応状況等が確認できるよう報告の様式の見直しを行い、所内グループウェアに掲載、周知し、職場の安全確保やリスクの除去・低減に関する個々の意識の向上に努めた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	・ 職場環境の安全対策等については、職場巡視時の指摘事項等に対する事後確認を徹底するなど、職場巡視体制を強化している。また、引き続き、職場巡視結果の所内グループウェアでの掲載・周知、労働災害の未然防止に向けた「ヒヤリ・ハット報告運動」を行い、職員の安全確保やリスクの低減・除去に取り組んでいる。なお、24年度においても軽度ではあるものの労働災害が発生していることから、引き続き発生防止に向けた取組が期待される。  など

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:宮下 清貴)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人:http://www.niae.saffrc.go.jp 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。
<項目別評価>							2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減					A	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)产学研官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(6)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携					S	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	S	A	S	S	S	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					—	—	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	
7.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化					A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A			
(4)環境対策・安全管理の推進	B	A	A	B	A	A	
(5)積立金の処分に関する事項					A	A	

### 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

#### (1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

#### (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的	1(3)	・運営費交付金の一般研究費(平成24年度予算)	・運営費交付金の一般研究費の配分について

	利用及び充実・高度化	額:約174百万円)については、その約4割をRPに配分し、残りを研究領域・センターに配分している。RPへの配分に関しては、平成23年度課題評価会議における評価結果を反映した(研究職員エフォートに基づく基準配分額に、評価ランクに基づく係数(S:0.3、A:0.2、B:0.1、CまたはD:0)を乗じた額を上乗せして配分)。 など	は、課題評価会議における評価結果を反映したほか、運営費交付金を活用した所内競争的資金による重点配分も引き続き実施されている。外部研究資金の獲得については、積極的な取組も伺えるが、獲得金額が減少していることから、獲得に向けた継続的な取組が期待される。 など
農業生態系における生物多様性の変動機構及び生態機構の解明に関する研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地においては、しばしばセイタカアワダチソウやクズの蔓延が問題化しているが、その長期的な動態は明らかになっていない。そこで、長期耕作放棄畑におけるセイタカアワダチソウの個体群動態をモデル化し、その競合種であるクズの侵入時期による影響を解明した。その結果、クズがセイタカアワダチソウよりも後に優占する場合、クズの優占前に比べてセイタカアワダチソウの開花個体は1/7、非開花個体は1/2に低下した。また、クズが先に優占する場合には、繁殖力の旺盛なセイタカアワダチソウであっても増殖できないことが明らかとなった。これらのことから、耕作放棄畑を管理する上で、クズの開花個体が現れたら除草を行うなど、クズが埋土種子集団を作らないように管理することの重要性が示唆された。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業活動の変化が生物多様性に及ぼす影響の解明とその評価手法の開発では、耕作放棄畑におけるセイタカアワダチソウの個体群動態のモデル化や不作付け水田における植物群落の遷移実態を解明するなど順調に進捗した。遺伝子組換え作物や外来生物の生物多様性影響を評価する手法の開発では、未侵入害虫の潜在的分布好適度を評価するWebアプリケーションの開発や緊急防除における根絶手順と根絶確認手順の理論化を行うなど順調に進捗した。遺伝子組換え作物の交雑や混入を管理する手法の開発では、遺伝子組換えダイズと交雑可能なツルマメを対象に近縁種間の交雫の可能性を定量的に精度よく推定する手法を開発するなどの成果を得た。環境調和型・持続的農業に役立つ生物・生態機能の解明では、害虫が農薬分解菌の共生により農薬耐性を獲得する仕組みを解明するとともに、黒ボク土壤からRNAを抽出する方法を開発するなど学術的価値の高い成果も認められる。</li> </ul> など
専門研究分野を活かしたその他社会的貢献	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度は、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染調査について、農林水産省あるいは県から分析要請を受け、ゲルマニウム半導体検出器と新たに整備したNaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを用いて、昨年度を上回る約5,000点(23年度3,500点)の農作物や土壤等の放射性物質濃度の分析を行い、食品安全の確保等に大きく貢献した。また、大学、行政等からの依頼に応じて、本研究所が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な昆虫の鑑定など8件の分析・鑑定を実施するとともに、農業環境に関わる様々な技術相談に対応した。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門分野を活した社会貢献については、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に対応して、農林水産省等の要請に基づき農作物や土壤など、昨年度を上回る5,000点以上の試料の放射性物質濃度の分析を実施している。また、都道府県の土壤調査担当者向けの農耕地土壤の炭素含量を測定するための調査・サンプリング手法等に関する研修を実施したほか、専門的知識を必要とする昆虫などの鑑定や依頼研究員等の受け入れを実施している。また、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の排出係数編集委員会や学会への委員派遣も実施している。</li> </ul> など
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に策定した研究所独自の環境マスター プラン(2011~2015年度)に基づいて、CO<sub>2</sub>排出量の削減等に取り組んだ。光熱水料費に占める割合が最も大きい電力使用量の削減と安全管理の向上を目的として、これまでに取り組んできた空調設備や電気器具の省電力対策をさらに進めるため、平成22年度から、取得後おむね20年以上を経過した電気使用機器の更新を行うとともに、エネルギー使用効率が改善されたコピー機への更新を実施した。さらに施設の改善策として、高効率型の変圧器に更新した第1、第3、第6の各機械棟の受変電設備改修や研究本館南棟各階段の照明器具を人感センサーへの更新等を実施し省エネ・節電対策を図った。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減の取組としては、23年に策定した独自の環境マスタープランに基づいてCO<sub>2</sub>排出量の削減等に取り組むとともに、老朽化施設・設備の更新による省エネルギー、節電対策等を進めており、一定の効果が認められる。また、これらの取組は、環境報告書を作成し公表している。職場環境の安全対策等については、引き続き安全衛生委員及び産業医による職場巡視を行い、問題点の改善を指示するとともに、フォローアップを実施し、改善措置の徹底を図っている。また、安全対策等に関する教育・訓練も実施されている。</li> </ul> など

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:岩永 勝)
目的	熱帶又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 热帶又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:齋藤 修)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jircasaffrc.go.jp/index.sjis.html">http://www.jircasaffrc.go.jp/index.sjis.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の削減					A	A	
(2)評価・点検の実施と反映	A	A	A	A	A	A	
(3)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(5)产学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)行政部局との連携強化					A	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	B	A	A	A	A	A	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					—	—	
6.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	—	
7.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)法令遵守など内部統制の充実・強化					A	A	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	A			
(5)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	
(6)積立金の処分に関する事項					A	A	

### 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

#### (1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」及び「第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

#### (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(2)	・『国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)』の「過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施すること」を受け、今中期計画では、評価の効率化を図っている。今年度は研究プログラム及び情報収集・提供プログラムの自己点検をする検討会を同日に開催した。外部評議会議では、昨年度同様、外部評議委員の出席を得て、業務実績全般についての評	・自己評価・点検については、23年度に見直した体制のもとで効率的に実施するとともに、評価結果、反映方針が示されている。また、研究の評価にあたっては、工程表を用いて進捗状況の点検を実施しているほか、外部評議委員に国際協力機構など国際協力を専門的に実施する機関の専門家を加えるなど国際的視点での評価も実施している。費用対効果の分析については、分析指標に新たに国際会議への出席件数や国際

		<p>価を行った。評価会議の詳細については『独立行政法人国際農林水産業研究センター中期計画評価会議実施規程』に従い、各検討会の毎年度の実施要領で定めている。また、毎年度の評価結果は、業務実績報告書に掲載し、ホームページで公表している。</p> <p>など</p>	<p>シンポジウムの開催件数等を加えるなどの工夫も見られる。24年度には、開発途上地域にとって有用な研究成果を「主要普及成果」として、行政部局等の評価を踏まえ4件選定することができ、目標を達成している。</p> <p>など</p>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期中期計画からは、研究の実施・評価をプログラム単位で行うこととし、プログラムディレクターが研究管理を行っている。各プログラムでは、それぞれのプログラムの目的を達成するため、プログラムディレクターはプロジェクトの研究課題の設定、遂行状況、予算の使用実態を把握し、管理を行っている。プログラムの成果および達成状況は、プログラム検討会および外部評価会議で検討され、その評価結果は次年度のプログラムの研究計画、予算に反映され、プログラム内の課題設定、予算執行に反映される。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金の研究費の配分については、プログラム検討会における評価結果を反映させていく。外部研究資金の獲得については、獲得金額が減少していることから、獲得に向けた継続的な取組が期待される。</li> </ul> <p>など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民との双方向コミュニケーションの一環として、つくば本所、熱帯・島嶼研究拠点他において下記の一般公開等の諸活動を行い、JIRCAS の認知度を高めるための活動を行った。科学技術週間に併せて平成24年4月20～21日に一般公開を行った。20日はJIRCAS 研究本館・海外研究棟において、成果ポスターの紹介、エビ実験施設の見学、ミニ講演会、ハイビスカス・パイナップルの苗の配布等を行った。21日は会場を食と農の科学館内JIRCAS ブースに移し、研究成果ポスターの紹介、ハイビスカス・パイナップル・サトウキビの苗配布、黒糖の試食等を行った。20日の来場者は、1,040名、21日は食と農の科学館全体で2,041名であった。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民などへの研究情報発信については、各種イベント等において、情報提供のターゲットを意識した情報発信に取り組んだほか、オイルパーム廃棄木からエタノールや生分解プラスチックを生産する技術など具体的研究成果を紹介するアウトリーチ活動に取り組んでいる。</li> </ul> <p>など</p>
環境対策・安全管理の推進	8(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年3月に温室効果ガス排出実施計画を策定し、平成16年度比でJIRCASの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を平成24年度までの期間に6%以上削減することを目標とした。平成23年度CO2排出量の実績値(2,898,738 kg-CO2)及び、当該年度のCO2排出量が、平成16年度比で7%の削減となったことについて、平成24年7月にホームページで公表した。この排出量全体の8割以上は電力使用量(kWh)に伴うものであることから、所全体における過去(平成21年度～平成23年度)及び建物毎の電力量の推移表を掲示版等で周知し、節電に対する意識の高揚を図るとともに、夏季・冬季の空調開始時には空調の適正な温度設定、減灯・消灯及びエレベーターの使用制限等を実施し、職員が出来る具体的な節電項目を策定・周知することにより、電力量の節約に努めた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減の取組としては、21年に策定した温室効果ガス排出実施計画に基づき、夏季・冬季の空調の適正設定や減灯・消灯、エレベーターの使用制限をはじめとした節電等へ取り組み、一定の効果が認められる。また、これらの取組については、ホームページで公表している。</li> <li>職場の安全対策等については、ヒヤリ・ハット事例のイントラネット等による周知や事故防止対策の共有化、産業医・安全衛生委員による職場巡視を実施するなど取り組んでいる。また、海外出張職員の安全確保については、現地、近隣国等の情報提供・収集に努め、迅速に対応する体制を構築しているほか、緊急移送サービス(メディカル・サービス)及び緊急時の国外脱出サービス契約を引き続き行っている。なお、24年度は帰国後のマラリア発症を含む3件の業務労働災害の発生があったため、再発防止対策を検討し、設備改修、作業マニュアルの整備を行ったほか、マラリア対策については「マラリア判定キット」を追加配備し、リーフレットの改訂を行っている。今後も、引き続き業務労働災害の発生防止に向けた取組が期待される。また、アフリカの情勢悪化地域へは、情勢が改善されるまで出張を中止した。</li> </ul> <p>など</p>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1~3の業務に附帯する業務を行うこと。5 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	林野分科会(分科会長:酒井 秀夫)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ffpri.affrc.go.jp/">http://www.ffpri.affrc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日~平成28年3月31日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成20年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	a	A			
(2)効率化目標の設定等					a	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	a	a	a	a	
(4)契約の点検・見直し					a	a	
(5)内部統制の充実・強化					a	a	
(6)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	a	a	a	a	
(7)管理業務の効率化	a	a	a	a			
(8)産学官連携・協力の促進・強化	a	a	a	a			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×1 a×12 b×1	a×13 b×1	s×2 a×12	s×3 a×11			
(2)研究開発の推進					s×2 a×9	s×3 a×8	
(2)林木育種事業の推進	a×5	a×5	a×5	a×5			
(3)水源林造成事業等の推進	s×1 a×13	a×14	a×14	a×14	a×8	a×8	
(4)行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	a	a	a	a	s	a	
(5)成果の公表及び普及の促進	a	a	a	a	a	a	
(6)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	a	a	a	a	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	a	a			
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入增加に係る取り組み	a	a	a	a			
(3)法人運営における資金の配分状況	a	b	a	a			
(4)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(研究開発)					a	a	
(5)自己収入の拡大に向けた取組					a	a	
(6)長期借入金等の着実な償還	a	a	a	a	a	a	
(7)業務の効率化を反映した予算の作成及び運営(水源林造成事業)	a	a	a	a	a	a	
4.短期借入金の限度額	A	-	A	A	A	A	
5.不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画					A	-	
6.重要な財産の譲渡に関する計画	A	A	A	-			
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	

8.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	a	a	a	a	
(2)人事に関する計画	a	a	a	a	a	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	a	a	a	a	
(4)情報の公開と保護	a	a	a	a	a	b	
(5)積立金の処分					a	a	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

### (1) 総合評価

#### (総合評価の評定)

- 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会は、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」(以下「評価基準」という。)により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため設定した評価単位ごとに、独立行政法人森林総合研究所が行った自己評価結果の提出・説明を受け、当該資料の調査・分析を基本として、取り組むべき課題の達成状況を評価した。

### (2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率化目標の設定等	1 2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を23年度に引き続き強化した。削減の主なものは、本所の劣化した変圧器21台についてエネルギー消費効率が約40%削減された高効率変圧器に更新、支所等も含め原発稼働停止に伴う節電目標の達成、冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより電気・ガス使用量の削減、所有車5台の更新をリース車による更新とし車業務経費の削減に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発部門では、変圧器の更新等により、前年度比で業務費1%、一般管理費3%の削減目標に対して、それぞれ1.0%、3.6%を達成している。水源林造成事業等部門においても、事務所の移転等によって、大幅な経費削減が図られた。</li> <li>水源林造成事業等において、一般管理費、人件費、事業費について、年度計画を上回るコスト削減の実績をあげており、十分に評価できる。</li> </ul>
気候変動に対応した水資源保全と山地災害防止技術の開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林整備にともなう間伐の実施が森林流域からの水流出に与える影響を明らかにするため、これまで観測例の少ない積雪地域の秋田県と、太平洋側の非積雪地域である茨城県の2箇所で水文観測を行った。間伐後、積雪地域では林分密度の低下により、樹冠を通過する降雪量が増えたため、積雪深が増加し、春先の融雪出水の早期化や流出増が観察された。一方、非積雪地域では、夏季に森林から蒸発散の減少が顕著に観察された。このように、積雪地域と非積雪地域では水循環の内容に違いが見られるものの、いずれの地域においても、間伐により流域スケールで水流出が増加し水源涵養機能が向上することをメカニズムに基づいて定量的に示すことに成功した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪地域と非積雪地域の水循環の違いを明らかにしたこと、間伐が水源涵養機能を向上させる事を定量的に示したこと、深層崩壊を含めた山地崩壊機構の解明と予測技術において大きな成果をあげたことが高く評価できる。</li> <li>深層崩壊における斜面状態の経時的解析、震災被害を受けた海岸林におけるクロマツ・アカマツ衰弱・枯死過程の調査などは、現在課題となっている社会的な要請に応えようとする点が高く評価できる。</li> <li>放射性セシウムの森林表層での移動や森林流域での測定、スギ花粉による内部被爆リスクなどの測定から、森林からの放射性セシウム流出リスクは非常に小さいこと等を明らかにしたことに加え、これらの結果を速やかに公表するなど、森林からの放射性物質流出に対する国民の不安解消に貢献したことは、年度計画以上の成果であり、高く評価できる。</li> </ul>
行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、平成23年9月に発生した長野県松本市安曇梓川筋の地すべり災害、平成24年4月に北海道苫前町や山形県大蔵村で発生した融雪に伴う地すべり災害、平成24年7月の九州北部豪雨災害、平成24年8月の豪雨により滋賀県大津市で発生した林地崩壊等の緊急対応に係る現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築研究所とCLTに関する共同研究を実施したことは、今後の研究の進展に対する産業界からの期待も大きく、評価できる。</li> <li>科研費を除いた、環境省や農林水産省の競争的資金の獲得件数が平成22年度以降減少した結果、外部機関への研究委託件数が減少しているが、共同研究や分担研究は横ばいか増加傾向にあり、行政機関や他の研究機関等との連携・協力は評価できる。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)<非特定> (理事長:宮原 正典)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1~7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	水産分科会(分科会長:辻 雅司)
ホームページ	法人: <a href="http://www.fra'affrc.go.jp/">http://www.fra'affrc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日~平成28年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	H23 年度	H24 年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D の5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	1. (1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映 (2)資金等の効率的利用及び充実・高度化 (3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化 (4)産学官連携、協力の促進・強化 (5)国際機関等との連携の促進・強化 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	A			
(2)重点領域					A	A	
(3)研究開発等の重点的推進	A	A	A	A	A	A	
3. 予算収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	3. (1)予算及び収支計画等 (2)自己収入の安定的な確保 (3)短期借入金の限度額 (4)不要な財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 (5)前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 (6)重要な財産の譲渡等 (7)剩余金の用途
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	A	A	A	
(2)自己収入の安定的な確保					A	A	
(3)短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
(4)不要な財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					A	A	
(5)前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画					A	A	
(6)重要な財産の譲渡等	—	—	—	—			
(7)剩余金の用途	—	—	—	—	—	—	
4. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	(3)内部統制 (4)積立金の処分に関する事項 (5)情報の公開・保護・セキュリティ (6)環境・安全管理の推進
(3)内部統制					A	A	
(4)積立金の処分に関する事項	—	—	—	—	A	A	
(5)情報の公開・保護・セキュリティ	A	A	A	A	A	A	
(6)環境・安全管理の推進	S	A	A	A	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

### (1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

## (2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産学官連携、協力の促進・強化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産業に関する研究開発等を積極的に推進するために、例えば、地域振興のための資源培養技術の高度化に関する共同研究を漁業協同組合・公設試験研究機関・大学等と実施するなどのほか、国内外の組織との共同研究・プロジェクト研究の実施、シンポジウムの共催等を通して研究交流を積極的に進めた。</li> <li>水産業や水産物に関する種々の問題を解決するため、研究主幹等がブロック推進会議での検討、行政・包括連携大学をはじめとする各種研究機関等との対話、シンポジウムの開催・参加、学会活動等を通じて研究開発ニーズを把握し、他機関との連携を図りつつ震災復興やウナギ等に関して分野横断的な研究開発の課題化に取り組んだ。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック水産業関係研究開発推進会議は水産現場の情報収集や現状把握を的確に行う必要があるが、同推進会議がその目的のために機能するには、会議に出席する水産総合研究センターの研究者が意識を高く持って積極的に参加していくことが必要。</li> <li>共同研究を103件実施しているが、大学や地方自治体等との連携に比べ、民間との「産学」共同案件は20件と少ない。今後、さらに多くの民間企業や地方自治体等との共同研究に取り組む必要がある。共同研究の内容では、社会経済や国民生活を大きく変えるようなインベーションを興しておらず、自己評価の「S」評価は過大。</li> </ul> <p>など</p>
重点領域	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターの研究開発等については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、水産業や水産行政が抱える喫緊の課題に的確かつ効果的に対応するよう重点化した5課題(第2の1(2)研究開発等の重点的推進)につき研究課題を実施するとともに、必要性、緊急性及び有効性並びに進捗状況等を年度の中間及び年度末に点検した。特に東日本大震災からの水産業復興に関する研究開発等については重点的に取り組んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間や大学等、立場の異なる他の研究機関との役割分担を踏まえ、本センターが真に実施すべき課題に限定し、実施の必要性、緊急性、有効性について定期的に点検し取捨選択が図られていること、多くの課題について他の研究機関との連携が強化されてきていることは評価する。特に24年度においては23年度に引き続き東日本大震災からの水産業復興に関する研究開発等についても重点的に取り組み、総合科学技術会議の科学技術戦略推進費を獲得し、他機関と連携して緊急調査研究を行うなど中期計画に掲げた重要研究5課題以外の緊急課題についても適切に対応し、一定の成果を上げている。</li> </ul> <p>など</p>
成果の公表、普及・利活用の促進	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発コーディネーターが各種プロジェクト研究、事業の推進・運営及び消費者を対象とするイベントに積極的に関わるとともに、各種研究開発推進会議を通して地域や水産業界から出される要望、全国水産試験場長会からの要望、行政や消費者の要望等を積極的に収集・把握した。また、水産庁の赤潮・貧酸素水塊対策推進事業などの外部資金への応募、事業化を推進した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、ホームページ、シンポジウムなど多様な手段を用いて、積極的に情報発信をしている。特に研究内容を一般向けに分かりやすく解説したFRANEWSは本センターの活動を外部に伝える有用なツールであり、より広く普及するよう努められたい。</li> <li>専門家にとっては、理解がなされ、評価が高い国際会議での活動や行政施策に貢献した研究成果についても、その意義や重要性を一般市民、主婦等にも理解されるような広報を期待する。</li> </ul> <p>など</p>
施設及び船舶整備に関する計画	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度案件である北海道区水産研究所斜里事業所飼育池改修その他工事は平成24年11月に完工した。</li> <li>平成23年度繰越案件である北海道区水産研究所札幌庁舎耐震補強工事は平成24年7月に、西海区水産研究所まぐろ飼育研究施設新築工事については、平成25年3月にそれぞれ完工した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道区水産研究所の斜里さけます事務所飼育池等改修、札幌庁舎耐震工事及び西海区水産研究所のマグロ飼育研究施設新築等について、計画通り順調に進捗した。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:佐藤 純二)						
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。						
主要業務	1 生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補填金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあっては、①国家貿易機関として、指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあっては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあっては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスター用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3 農畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。						
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)						
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)						
ホームページ	法人: <a href="http://www.alic.go.jp">http://www.alic.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>						
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)						
1. 府省評価委員会による評価結果							
評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減(抑制)	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)経営安定対策	A	A	A	A	A	A	
(2)需給調整・価格安定対策	A	A	A	A	A	A	
(3)緊急対策	A	A	A	A	A	A	
(4)資金の流れについての情報公開の推進	A	A	A	A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	—	—	—	—	—	—	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業	A	A	A	—	—	A	
5.不要財産の処分に関する計画				A	A	A	
(1)畜産業振興事業の返還金等				A	A	A	
(2)野菜構造改革促進特別事業				A	—	A	
6.剩余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
8.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借り入れを行う場合の留意事項	—	—	—	—	—	—	

	(3)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
	(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分	A	A	A	A	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成 24 年度評価結果(H25.8.30)(主なものの要約)

### (1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等の資料をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、小項目では1項目がB評価となつたが、中項目、大項目の評価は、いずれもA評価となつた。
- 「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会)、「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 24 年 5 月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)及び「平成 23 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」(平成 25 年 1 月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会)等を踏まえ、総合的に勘案した結果、平成 24 年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われていると判断し、総合評価はAとした。

### (2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度の事業費(経済情勢、農畜産業を巡る情勢等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。)については、平成 19 年度比で 45% 削減した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費については、年度計画に設定した目標を上回る削減が行われている。なお、法人は、農林水産省からの政策的要請を受け、経済情勢、農畜産業をめぐる情勢等を踏まえた緊急対策を迅速かつ適正に実施しているが、事業費の削減実績は、これらの対策を除く事業について、効率的な実施に努めた結果である。</li> </ul>
経営安定対策	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳しい経営環境が続く肉用牛肥育経営に対応するため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金の的確な交付を目的に、毎月に生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。(平成 24 年度基金造成額 466 億 7 千万円)</li> <li>全国会議を開催するとともに、毎月に事務連絡文書を発出し、生産者への迅速な交付が行われるよう都道府県団体を指導した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産の経営安定対策については、酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚等それぞれの特性に応じ、コストや販売価格の変動等による影響を緩和するための対策が講じられており、これら業務を適正に、かつ効率的に実施している。なお、直接交付方式を完全に実施した養豚経営安定対策事業については、年度計画に定めている交付期間内に、交付申請のあった 12,579 件全てについて生産者補填金が適切に交付されており、評価できる。</li> </ul>
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	8(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の超過勤務時間を点検し、適時適切に人事異動を行い、平成 24 年度には 21 名の部門間異動を実施した。</li> <li>常勤職員数は、期初が 219 人、期末が 217 人となつた。人件費総額については、計画の 2,035 百万円に対して 1,664 百万円となつた。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の人事に関する計画については、超過勤務削減への対応、業務の内容や業務量に応じて、適材適所の観点から、職員の適正配置等が実施されている。</li> <li>人件費の削減については、具体的な目標を設定し、平成 17 年 12 月から実施している「給与構造の見直し」を着実に遂行しているほか、平成 19 年度からは、新たな人事管理制度として、昇給幅の抑制、管理職へ昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を導入し、一層の人件費削減に取り組んだこと等により、人件費総額は計画の 2,035 百万円に対して、1,664 百万円と引き続き抑制されている。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 24 年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:中園 良行)
目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)
ホームページ	法人:http://www.nounen.go.jp/ 評価結果:http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日~平成25年3月31日)

## 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。 (必要に応じて、A 評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。)  2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	B	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的実施	A	A	A	A	A	A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金	A	A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
6.重要な財産の譲渡・担保の計画	A	A	—	—	—	A	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	A	A	A	A	A	A	

## 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

### (1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 農業者年金基金(以下「基金」という。)の評価基準に基づき、大項目の評価結果を集計し評価を行うとともに、基金から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等について聴取を行う等により、中期計画に掲げられた取組内容以外の留意事項を勘案して評価を行った。
- 大項目の評価結果を集計しつつ、留意事項を勘案して評価を行った結果、中期計画は、順調に実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。

### (2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
運営経費の抑制	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費(人件費を除く。)については、業務の効率化を進め、前年度までの運営費交付金の残額から電算システム開発費に充当した金額を除き、前年度比3.3%削減する計画に対し、実績で6.0%の削減を達成した。なお、一般管理費の削減率の実績が大きく上回ったのは、電算システムの開発に係る経費を捻出するため、経費の支出を抑制したことによる。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費、事業費については、それぞれ年度計画を上回る削減がされている。</li> <li>人件費については、平成17年度に比べ平成24年度実績で18.1%削減されており、年度計画を上回る削減がされている。また、給与水準については、国家公務員の給与見直しに準じた改定を実施した結果、対国家公務員地域別指指数は97.8となった。人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等は「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表されている。</li> </ul> <p>など</p>
組織運営の合理化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員数については、1人削減し、75人と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員の削減を実施し、高齢者継続雇用</li> </ul>

		<p>した。また、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を引き続き非常勤職員として1人（計画：1人）継続雇用とした</p> <p>など</p>	<p>制度を活用し定年退職者を非常勤職員として継続雇用しており、計画通り実施されている。</p> <p>など</p>
農業者年金事業	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るため、平成24年5月及び同年11月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。</li> <li>また、当該不整合者に対して、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。</li> </ul> <p>なお、不整合者の状況については、平成23年1月の不整合者1,550人が6カ月経過後874人減の676人に、平成24年5月の不整合者1,685人が6カ月経過後、1,031人減の654人となり、2回の突合による不整合者の減少率は58.9%となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格の適正な管理や年金裁定請求の勧奨、迅速な事務処理等は適切に実施されていると認められる。年金給付を行うために必要不可欠なものであることから、今後とも適正な業務実施に努められたい。</li> </ul>
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年6月7日、8月2日、11月9日及び平成25年2月5日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成23年度通期、平成24年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。また、平成25年3月5日に開催した資金運用委員会において「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程」による検証を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金資産の運用については、法令等を遵守した運用が行われ、また、資金運用委員会を開催し運用結果の評価・分析も適切に行われている。また、運用収入等について、加入者に対し通知を行う等適切に情報提供が行われている。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)（個別意見）

- ・該当なし

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関する資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関する必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:野村 哲郎)
分科会名	農業分科会(分科会長:野村 哲郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.affcf.com/">http://www.affcf.com/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h24/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	第2期中期 目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業の効率化	A	B	A	A	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化	A	A	A	B	A	A	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報システムの整備	A	A	A	A	B	A	
(9)調達方式の適正化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項	A	A	A	A	B	B	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A	A	A	
(2)引受け審査の厳格化等	A	A	A	A	A	A	
(3)モラルハザード対策	A	A	A	A	A	A	
(4)求償権の管理・回収の強化等	A	B	B	B	B	B	
(5)代位弁済率・事故率の低減	A	A	A	B	B	B	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収	A	A	A	A	A	A	
(7)資産の有効活用	A	A	A	A	A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	B	A	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	B	B	A	B	A	B	
(2)法人運営における資金の配分状況	—	—	—	—	—	—	
5.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	A	—	A	A	A	A	
7.剩余金の使途	—	—	—	—	—	—	
8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A	A	

### 2. 府省評価委員会による平成24年度評価結果(H25.8.30)(主なもの要約)

#### (1)総合評価

(評価に至った理由)

- 法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、大項目でB評価が1つ、中項目でB評価が3つ、小項目でB評価が7つとC評価が1つとした。その上で行った総合評価の結果は、各項目を指數化して評価する評価基準に従い、また、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)」及び「平成24年度業務実績評価の具体的取組について(平成25年5月20日政策評価・独立行政法人

評価委員会独立行政法人評価分科会)」等を踏まえ、全体として順調に業務が実施されたと判断し、総合評価はA評価とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、88億85百万円の支出であり、19年度予算対比で35.3%の削減(削減目標5%)となった(19年度決算対比では28.8%の削減となつた)。</li> <li>林業信用保証業務における代位弁済費は、長期的な景気低迷の影響と24年度において大口の代位弁済が発生したこと等により、19年度予算対比で52.2%増加した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の効率化については、引受審査に係る基金協会との事前協議や部分保証の実施等の事業費削減に向けた取組が着実に行われ、全勘定を合算した事業費総額では、平成19年度比△35.3%と、中期計画に定める5%以上の削減目標が達成されている。</li> <li>林業信用保証業務においては、長期的な景気低迷の影響、大口の代位弁済の発生等から代位弁済費が平成19年度予算対比で52.2%増となっていることから、林業者等の経営環境を踏まえ、政策目的の遂行を阻害することがないことに留意しつつ、事業費の抑制に向けた取組の実施を期待する。</li> </ul>
求償権の管理・回収の強化等	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>24年度の回収金収入の目標は45億3百万円で、回収実績は39億60百万円となり、達成率は88.0%となった。</li> <li>業務別達成率は、農業信用保険業務94.6%、林業信用保証業務89.8%、漁業信用保険業務67.8%であった。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>求償権の管理・回収の強化等については、計画未達となっており、基金協会との連携強化や効率的なサービスの活用などによる回収実績の向上に期待する。</li> </ul>
代位弁済率・事故率の低減	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業信用保険業務における24年度末の事故率は0.18%であった(中期目標期間中に0.12%以下)。</li> <li>中期目標期間中に保険契約した案件について、20～23年度の4年間の保険金支払額が957百万円、24年度1年間の保険金支払額が1,608百万円となっており、24年度の保険金支払額の約7割が、20～22年度にかけて国の緊急経済対策の一環で財政措置された畜産農家対策の資金であり、これが事故率の増加につながったものである。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>代位弁済率・事故率の低減については、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務は計画が達成されたものの、農業信用保険業務は畜産関係資金に係る保険金支払いの増加を要因に計画未達となったことから、基金協会と連携した期中管理の取組の実施に期待する。</li> </ul>
経費節減	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、上記のとおりであり、一般管理費(人件費及び公租公課により増減する経費を除く)については、4億12百万円の支出であり、19年度予算対比で41.4%の削減となつた。</li> <li>当期損益は、法人全体で63億71百万円の当期総利益を計上し、当期剰余金は161億39百万円となつた。</li> <li>これを勘定ごとにみると、農業信用保険勘定では26億97百万円の当期総利益計上、林業信用保証勘定では19億37百万円の当期総利益計上、漁業信用保険勘定では17億11百万円の当期総利益計上、農業災害補償関係勘定では25百万円の当期総利益計上、漁業災害補償関係勘定では14百万円の当期純損失を計上。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経費削減の取組については、着実に削減されている。</li> <li>当期損失を計上した漁業災害補償関係勘定における経費削減に期待するとともに、林業信用保証勘定における繰越欠損金の解消のため、林業者等の経営環境等に配慮しつつ事業費の抑制に向けた取組の実施に期待する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成24年度評価に関する意見(H25.12.16)(個別意見)

- 該当なし

